三宮駅周辺案内サイン計画検討業務

特記仕様書

令和7年10月

神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部 都心三宮再整備課

## 第1章 総 則

## 第1条 適用範囲

本仕様書は、「三宮駅周辺案内サイン計画検討業務」に適用する。

## 第2条 通則

- 1 本業務は、神戸市契約規則、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書及び本仕様 書によるほか、関係法令を遵守して履行しなければならない。
- 2 本業務に用いた資料及び計算根拠等は全て明確にしておき、担当者の要求があった場合 は速やかに説明、報告できるようにしておくこと。
- 3 本仕様書に明示のないもの或いは疑義が生じた場合は、担当者に申し出て協議の上、解 決するものとする。
- 4 受託者は、本業務にあたって担当者の指示や協議事項について協議書を作成し、これを 提出して確認を受けること。
- 5 受託者は、本業務の内容や本業務により知り得た内容等について機密を守り、許可なく 公表、転用及び貸与してはならない。
- 6 本業務の実施にあたって、次の項目に関する費用は受託者の負担とする。
  - (1) 業務上、受託者の不注意により生じた費用
  - (2) 業務の実施にあたり、受託者が第三者に損害を及ぼした場合の費用
- 7 本業務の実施にあたり必要な手続き及び届出等は受託者において行うものとする。

# 第2章 業務の目的

## 第3条 業務の目的

神戸市では、平成27年9月に「神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]」を策定し、各プロジェクトを進めているところである。

三宮駅周辺エリアにおいては、令和9年度にバスターミナルや文化ホールなどを有する雲井通5丁目再開発ビル、令和11年度にJR三ノ宮新駅ビル(仮称)が完成予定であり、それらのビルや6つの駅等をつなぐ歩行者デッキの整備を行っていく予定である。

また、各鉄道が集まる三宮駅は、神戸空港国際化により増加する訪日客や国内の来街者など多様な方々が利用する交通結節点であることから各駅や公共施設等への経路を示す案内サインは、適切に歩行者を誘導する上で必要不可欠なものである。

本業務では、神戸市案内サイン共通仕様書(以下「市仕様書」という。)を基に再整備後の 三宮駅周辺エリアに特化した仕様書の策定、案内サインの基本設計を行うことを目的とする。

## 第4条 業務の対象範囲

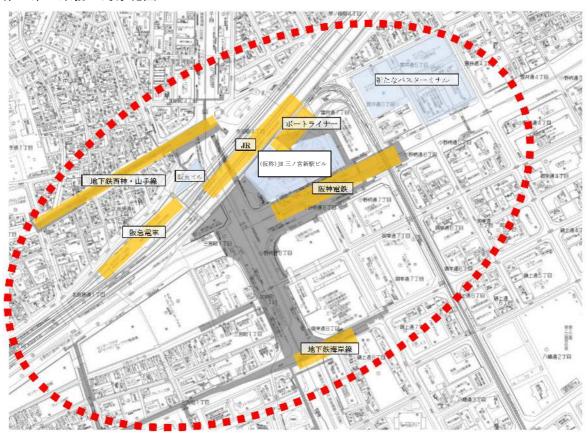


図 業務の対象範囲

## 第5条 業務の内容

- 1 サイン設置の現況調査と整備に係る課題の整理
  - (1) 現地調査及び主要カルテの作成

業務の対象範囲における地下、地上、デッキレベルの既存案内サイン(誘導案内サイン、地図サイン、デジタルサイネージ等)の状況(サインの種類、位置、案内先、管理者等)を調査し、主要カルテ(サインリスト、既存サイン配置図等)を更新する。

また調査に当たっては、車椅子利用者や障がい者などの目線での調査も行うとともに、 車椅子利用者の主な動線となるエレベーターやスロープ等の整備状況(エレベーター: 寸法・稼働時間・設備【モニター有無など】、スロープ:勾配など)についても調査、取 りまとめを行うこと。

なお、上記調査に関しては、本市の既往資料を精査し、情報の更新及び不足箇所等の 再調査を行うものとする。

- (2) サイン整備に係る課題の抽出 上記(1)の調査結果を基に、三宮駅周辺の案内サインの課題点を抽出し、分析する。
- (3) 三宮駅周辺における市仕様書の課題の抽出 市仕様書について、三宮駅周辺の特徴(6つの駅の乗り換え、新バスターミナル)や 他都市の案内サイン共通仕様書との比較などにより課題点を抽出し、分析すること。
- (4) 移動支援ツール導入調査

コード化点字ブロック、shikAI、ナビレンスなどの移動支援ツールについて、調査し、 コストや導入方法などを取りまとめる。

## (5) その他

上記以外に案内サイン計画の策定に必要な調査や課題分析などがあれば、提案・追加 すること。

## 2 三宮駅周辺案内サイン共通仕様書の策定

## (1) 案内経路の整理、分析作業

1の調査結果等を基に、令和9年度末時点及び令和11年度末時点の6つの三宮駅(JR 三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、ポートライナー三宮駅、地下鉄山手線三宮駅、地下鉄海岸線三宮・花時計前駅)及び新バスターミナルビル間の案内経路、路線バスへの案内経路、三宮駅から南側主要施設への案内経路を作成し、目標地点ごとに平面図にまとめる。

加えて、バリアフリー化された経路及び車椅子利用者が移動を円滑に行うことができる (階段を使用しない) 案内経路についても整理し、平面図にまとめるとともに案内経路上のエレベーターの寸法・稼働時間・設備、スロープの勾配等についても明示すること。

なお、各案内経路の作成に当たっては、案内サインの表示内容及び数、種類、距離、 高低差、公共動線であるか否か(公共管理、公共用通路等の指定の有無)等の観点から 複数案作成し、各経路の分析を行うこと。

### (2) 三宮駅周辺案内サイン共通仕様書(案)の策定

1及び2(1)の結果及び市仕様書を基に三宮駅周辺エリアの案内サインの仕様を定めた三宮駅周辺案内サイン共通仕様書(案)を策定する。策定する三宮駅周辺案内サイン共通仕様書(案)は市仕様書の内容を補完するものであり、更新するものではない。

なお、三宮駅周辺案内サイン共通仕様書(案)の策定に当たっては、各サイン管理者 (鉄道事業者など)の案内サインの仕様書等を収集、確認すること。

## (3) 各サイン管理者へのヒアリング

(1)、(2)について、それぞれの作業が完了した段階で各サイン管理者(鉄道事業者、地下道管理者、道路管理者等)にヒアリングを行う。

また、ヒアリングは、三宮地区案内サイン整備協議会<sup>※1</sup>にて行うことを想定しており、 会議に同席(3回程度)の上、資料の作成などを行うものとする。

※1:三宮地区において、多様な来街者への利便性の確保と安全性の向上を図り、地区としての案内サインを整備するため、関係する施設管理者及び行政機関が互いに協力し、連絡調整を図ることを目的とした協議会。

#### (4) 案内サインデザイン検討(共通ピクト、公共サイン)

三宮駅周辺案内サイン共通仕様書に基づき、各種サインの表示面デザインを検討する (構造検討は含まない)。 なお、デザインの検討にあたっては「都心三宮デザイン調整会議」\*2等の意見を踏ま えながら検討を行うこととし、会議に同席(2回程度)の上、資料の作成などを行うも のとする。

※2:今後計画される公共施設や民間施設について、相互に調整しながら一体的で魅力的な空間を目指すため、学識経験者等の専門的な見地により意見を求めるとともに、総合的なデザイン調整を行う会議。

(5) 三宮駅周辺案内サイン共通仕様書の策定 上記(3)、(4)の結果を基に、三宮駅周辺案内サイン共通仕様書を策定する。

## 3 基本設計

(1) 案内サイン配置検討

三宮駅周辺案内サイン共通仕様書に基づき、サインの配置検討及び配置図の作成を行う。また、新バスターミナルビル周辺デッキ、税関線横断デッキ及びJR三ノ宮新駅ビル南デッキに設置するサインについては、過年度の設計成果を基に手摺に設置する点字サインやエレベーターに設置するサイン等についても配置検討及び配置図の作成を行う。

## 4 打合せ協議

当初打合せ、最終打合せ以外に5回の中間打合せを行う。

## 第3章 業務の成果

## 第6条 成果品

1 報告書作成

結果をとりまとめた報告書を作成する。

2 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- (1) 報告書 1部
- (2) 報告書及び原図等の電磁記録媒体(CD-R等) 1部 (電磁記録媒体に記録するデータ形式は、別途担当者が指示する)
- (3) その他、担当者が指示するもの なお、成果品の所有権及び版権は、全て発注者に属するものとする。

## 第4章 その他

## 第7条 工期

契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

但し、予算繰越決議の上は令和8年11月30日までとする。

### 第8条 資料の貸与及び返還

関係資料、その他貸与した資料は、委託業務の完了後、直ちに返却すること。

なお、貸与予定資料は下記のとおりとする。

- ・「三宮周辺の交通拠点間における移動経路検討及び案内サイン計画作成業務」令和3年度 成果品
- ・「令和6年度三宮駅周辺デッキ詳細設計その他業務」令和6年度成果品
- 「三層ネットワーク図」

※その他、必要に応じて関係資料を貸与する。

## 第9条 権利譲渡等の禁止

受注者は、本市担当者の書面による事前の承諾なくして、業務の主たる部分を第三者に履行させてはならない。

## 第10条 関連業務との連携

受注者は、当業務に関連する業務について把握し、当業務に反映すること。

## 第11条 ウィークリースタンスの推進

本業務はウィークリースタンスの推進の対象業務とし、受発注者間で以下の通り目標を定め 取り組むものとする。受発注者は、ウィークリースタンス推進チェックシートを作成し初回打 合せにおいて受発注者間で取り組み内容を定めるものとする。

「ウィークリースタンス」とは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における 仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標とし て定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、 現場の創造に努めることを目的としているものである。

なお、チェックシートは下記のURL を参照。

URL: https://www.city.kobe.lg.jp/a48501/business/todokede/kensetsukyoku/work/sekkei.html